

# あなたの権利を守る “本人通知制度”

本人通知制度は、住民票の写しや戸籍の謄本などの証明書の不正請求の早期発見や抑止をはかるため、証明書を代理人や第三者に交付したとき、事前に登録した人に、その交付の事実を通知する制度です。

## 【登録できる人】

川西市の住民基本台帳に記録されている人、川西市の戸籍に記載されている人

## 【登録窓口】

市民課（各行政センターでも事前登録申出書等をあずかりますが、市民課にて審査受理したのちに登録されます）

## 【登録に必要なもの(持ってくるもの)】

- ・ 運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど(窓口に来る人の本人確認書類)
- ・ 法定代理人の場合は、あわせてその資格を証明する書類(戸籍謄本など)
- ・ 法定代理人以外の代理人の場合は、併せてその資格を証明する書類(委任状と代理人の本人確認書類)

※ 郵送での申し出も可能ですが、事前に市民課へお問い合わせください。

## 【通知の対象となる証明書】

住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の謄本および抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、戸籍の附票の写しなど

## 【通知される内容】

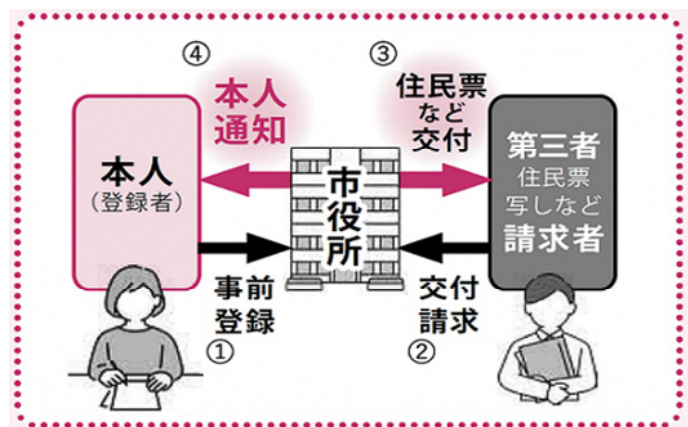
交付年月日、交付した証明書の種類、交付部数、交付請求者の区分(代理人または第三者)

## 【問い合わせ先】

市民課

電話 740-1165

FAX 740-1331



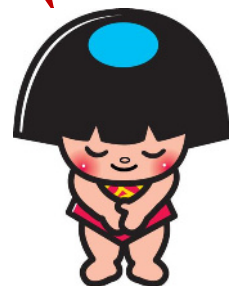
人権が尊重されるまちづくり推進のために、「本人通知制度」にぜひご登録ください。

**Q:** どうして本人通知制度を導入したの？

**A:** 八士業(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理人、行政書士)の一部が、その立場を利用して興信所や信用調査会社などから依頼を受け、住民票の写しや戸籍謄本などを不正に取得する事件や、委任状の偽造事件などが後を絶ちません。

平成17(2005)年に、宝塚市の元行政書士の事務所が、約2年10か月の間に、戸籍謄本など計755件を不正に請求しており、その中に川西市民のものも含まれていました。

そのようなことが発覚していることから、住民票の写しなどの不正請求の抑止及び不正取得による個人の権利の侵害防止を図ることを目的に平成26(2014)年に導入しました。



人権推進多文化共生課  
川西市